

## 船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第165号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月8日 11時00分ごろ	
発生場所	旧江戸川河口 千葉県浦安市浦安沖灯標から真方位310° 2.8km付近 (概位 北緯35°37.7′ 東経139°52.2′)	
事故等調査の経過	平成22年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	油タンカー <sup>しんかわ</sup> 新川丸、61トン	
船舶番号、船舶所有者等	133147、有限会社潤洋海運	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、六級海技士（航海）、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に塗膜剥離	
事故等の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、潤滑油約180klを積み込み、旧江戸川の河口付近を航行中、平成22年7月8日11時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約86cm	
その他の事項	本事故当時の操船者は、機関長であった。 本事故当時、本船の喫水は、船首約2.20m、船尾約2.55mであった。 本事故発生場所付近には、「三枚洲」と呼ばれる浅瀬が存在し、航行可能とされる海域においても相当量の土砂が堆積して水深が浅くなっていた。 本船は、ふだんから発生場所付近を航行する際には、航行の可否を潮高等により判断していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、旧江戸川河口付近を航行中、潮高の確認が適切でなかったため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、旧江戸川河口付近を航行中、潮高の確認が適切でなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	